

国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 2 6 日

提出者 国立市長 永 見 理 夫

(説 明) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

国立市手数料徴収条例（平成 1 2 年 3 月国立市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表個人番号カード交付事務の項を次のように改める。

個人番号 カード交 付事務	個人番号カード再交付 手数料	1 枚	8 0 0 円	
---------------------	-------------------	-----	---------	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。